

# 部落差別って今でもあるの？



## 悪質化するインターネット上での差別

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現など、人権に関わる様々な問題が発生しています。最近では、特定地域を同和地区であるとした地名情報などをネット上に流したり、「部落地名総鑑の原典」と称する書籍を出版しようとする事案など、差別を助長させる悪質な行為が発生しています。

## 土地差別調査等

土地や家を探す際に、その土地が同和地区にあるかどうか、あるいは同和地区と同じ校区にあるかどうかを調べる人がいます。2007(平成19)年には、大阪府において、マンションなどの建設予定地の立地条件を調査する際に、調査会社が周辺の同和地区の所在地などを詳細に調べ、マンションの開発業者に報告していた事案がありました。

## 戸籍謄本等の不正取得

調査会社などが戸籍や住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が、近年、相次いで発生しています。不正取得された個人情報、結婚や就職の際の身元調査や詐欺、スーカ行行為などに悪用される可能性もあります。このような戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「登録型本人通知制度※」の導入が全国で進んでおり、県内では、全市町が導入しています。

※ 本人の代理人や第三者(弁護士、司法書士等の資格者)に戸籍謄本等の証明書を交付したとき、その事実を、本人に市町から通知する制度(事前登録が必要)

